第三十六条の三十の三第二項	都道府県知事	
第三十六条の三十の四第一号	情報公表対象支援を	情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を
第三十六条の三十の五第一項		
第三十六条の三十の六		
第三十六条の三十の七第二項		
第三十六条の三十二の二第二項		
第三十六条の三十二の四第二項	都道府県知事	
第三十六条の三十二の八		
第三十六条の三十二の九		
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十五第二項		
第三十六条の三十八第二項		
第三十六条の三十九の二		
［略］		

別表第二（第三十六条の三十の四第一号及び第二号関係）

［一～六　略］

別表第三（第三十六条の三十の四第二号関係）

［第一～第三　略］

第三十六条の三十の三	都道府県知事	
第三十六条の三十の四	情報公表対象支援を	情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を
第三十六条の三十の五		
第三十六条の三十の六		
第三十六条の三十の七第二項		
第三十六条の三十二の二第二項		
第三十六条の三十二の四第二項	都道府県知事	
第三十六条の三十二の八		
第三十六条の三十二の九		
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十五第二項		
第三十六条の三十八第二項		
第三十六条の三十九の二		
［同上］		

別表第二（第三十六条の三十の四関係）

［一～六　同上］

別表第三（第三十六条の三十の四関係）

［第一～第三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十七から第十八条の三十まで、第十八条の三十四の四、第十八条の三十五、第二十五条の二十一、第二十五条の二十一の三、第二十五条の二十二、第二十五条の二十六の六及び第二十五条の二十六の七の改正規定、第五十条の二の表の改正規定（「第十八条の三十四の四」を「第十八条の三十四の四第一項」に改める部分に限る。）並びに第五十条の三の表の改正規定（「第十八条の三十四の四」を「第十八条の三十四の四第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の日前にこの府令による改正前の児童福祉法施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、この府令による改正後の児童福祉法施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3　令和八年三月三十一日までの間は、この府令による改正後の児童福祉法施行規則第三十六条の三十の三第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。